

消防職員の団結権のあり方に関する検討会

WGの報告について（意見）

会津若松市長 菅家一郎

① P 3の下から2つ目の○の「消防と警察の相違点」について

- ・消防と警察の違いが「大きく異なる」と殊更に違いを取り上げようとしている。
- ・消防も大地震や大災害への対応など、「国民の生命、身体及び財産の保護」、「公共の秩序の維持」という目的そのものが警察と同じであり、国民目線では、日常の生活そのものの場合について、警察と消防をどうして分けるのか理解できない。

② P 4の上から2つ目の○の「団結権のあり方の検討」に

ついて

- ・労働基本権を最大限尊重する観点は警察も同じであり、「労働基本権を最大限尊重する観点から消防職員の団結権のみを検討する余地がある」とするのは書きすぎである。

③ P 4の上から3つ目の○の「懸念への配慮」について

- ・「国民の安全安心への懸念、消防団との連携や信頼関係への懸念」を

加えるべきである。

④ P5の上から7つ目の○の「争議権」について

- ・「争議権」「協約締結権」は検討の対象外であり、こうした前提にした記述にすべきである。
- ・「団体交渉権」も直接の検討ではない、としていたので、「交渉を含まない団結権のみについて検討を加える」とすべきである。

⑤ P5の4の「団結権回復のあり方」のパターンについて

- ・団結権そのものに対して懸念意見があることから、「現行のまま」というパターンを設けるべきである。
- ・表題を「団結権のあり方と団結権回復のあり方」のパターンとする。
- ・パターンの検討は、消防の現在の状況を基準としたパターンの順に、
パターンA・・・「現行のまま」
パターンB・・・「団結権回復に代えて消防職員委員会制度の改善」
パターンC・・・「団体交渉権を含まない団結権の回復」

(ここで、パターンをいくつか示す)

- ・仮に「団体交渉権」までのパターンを示すのであれば、あくまで参考に止めるべきである。
- ・その上で、それぞれの検討課題、懸念を具体的に示すべきである。
- ・なお、懸念に対する対応策が示されているが、果たして「通知等」で

国民や消防団の懸念が払拭されるかどうか疑問である。

「こうした対応も考えられるが、課題、懸念の払拭の対策、制度の措置を講ずることが前提」というような記述が適当である。

⑥ P 1 4 の「在籍専従制度」について

- ・仮に「団結権の付与」という場合でも、消防職員に認めるかどうかは、慎重に検討すべきものであり、認めることを前提とすることは適当ではない。

⑦ P 1 6 の「6 方向性」について

- ・懸念が払拭されない以上、両論的に記述することが適当ではないか。
- ・「政府において検討する場合」の記述は、課題、懸念の払拭が前提であり、国民が納得し、受け入れられることが前提であることから、「国民的議論が必要」との記述を盛り込むべきである。

⑧ P 1 7 の「別添図」について

- ・パターンで述べたように修正すべきである。
- ・効果、課題・懸念もそれぞれのパターンごとに記述するとより分かりやすいのではないか。
- ・「団体交渉権」のパターンは、あくまで参考とすべきであり、協約締結権の部分は、検討対象外であることから、削除すべきである。